

交野市広告入り窓口用封筒仕様書

1. 業務名

交野市広告入り窓口用封筒作製業務

2. 設置場所

交野市役所1階 市民課・税務室、ゆうゆうセンター市民サービスコーナー、星田会館市民サービスコーナー等の各窓口

3. 有効期間

確認書締結日から令和8年6月30日まで

4. 作成する封筒の仕様

封筒の仕様・規格は以下のとおりとする。

(1) 大きさ

ア 角型2号相当

イ 角型6号相当

(2) 紙質は外から証明書が透けない厚さを有するもの。

(3) 印刷面は両面とし、色は赤色、青色の2色以上を使用するもの。

(4) 掲載する広告の印刷面は両面を使用し、各面積の40%以下とし、残りのスペースを市の記載部分とする。

5. 納品日及び設置期間

初回の納品は6月末日とし、納品数及び納品場所は下記のとおりとする。

ア 角型2号相当 全体の予定枚数4万枚（年間）

イ 角型6号相当 全体の予定枚数1万5千枚（年間）

納品場所は交野市役所1階市民課

また、設置期間は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間とする。

ただし、掲載内容等の見直しについては、1年ごとに行う。

6. 費用負担

寄付者は以下の全ての費用を負担するものとする。

広告付き窓口用封筒の作製に係る一切の費用

7. 広告掲載の基準

ア 有料広告を掲載することができるもの

- (1)国、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人
- (2)公益法人その他公共的団体
- (3)事業所若しくは事務所を有する個人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。以下同じ。)

イ 有料広告を掲載できないもの

- (1)公の秩序又は善良の風俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (2)政治活動、宗教活動、意見広告、又は営業行為に該当しない個人の宣伝に係るもの
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者(同条第1項に規定する風俗営業を事実上営むものを含む)に関するもの
- (4)交野市暴力団排除条例(平成24年条例第31号)第2条第1項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者に関するもの
- (5)他人の名誉や人権を傷つけ、または不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (6)法令の規定に違反するものや、行政の信用や執行に支障をきたすもの
- (7)その他広告入り封筒に掲載することが不相当と判断できるもの

8. その他

- (1)事業を円滑に運営するとともに、本市職員及び来庁者等からの問い合わせに対し本市と寄付者協議の上、寄付者は迅速な対応ができる体制を整えておくこと。
- (2)封筒の分納が可能であり、枚数に不足が生じた場合、至急、必要な枚数を納入できること。
- (3)有効期間の過ぎた在庫の回収が可能であること。
- (4)代替封筒の対応が可能であること。
- (5)仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、寄付者と市民課の協議により定める。